

観光情報発信事業助成金制度

一般社団法人みよし観光まちづくり機構

一般社団法人みよし観光まちづくり機構では、三次市の認知度向上及び魅力発信のため、観光情報の発信に取り組む市内事業者（バス及びトラックを所有する事業者）に対して助成を行います。

【助成対象事業者】

原則、三次市内に本社を有し、主として広島県外を運行するバス及びトラックを所有する事業者。ただし、バス事業者については、三次市内に認可路線を有する事業者も含む。

【助成の対象となる事業】

三次市をPRすることを目的として、事業用車両のラッピング製作に要する経費。ただし、デザインには、「三次市」を発信する告知を盛り込むことを要件とする。

【募集期間】

令和3年6月17日～令和3年9月末

【助成の対象となる経費】

事業に直接かかる経費で、デザイン製作及びラッピング製作に係る委託料等の経費

【助成金額】（1事業者 上限30万円）

助成対象経費の2分の1とし、車両1台の場合は10万円を限度とし、複数台の場合は1事業者につき30万円を限度とする。

<助成の例>

A 車両1台にラッピング

25万円（経費）×1台×1/2（助成率）≒10万円（助成金額上限）

B 車両4台にラッピング

20万円（経費）×4台×1/2（助成率）≒30万円（助成金額上限）

【申請方法・助成金交付までの流れ】

1. 事業実施前
 - (1) 【申請者】 助成金の交付申請
 - (2) 【当法人】 申請内容を審査。対象となる場合は「交付決定通知書」を送付。
2. 事業の実施
 - (1) 【申請者】 変更がある場合は、変更申請が必要
3. 事業の完了
 - (1) 【申請者】 実績報告
 - (2) 【当法人】 審査，確定
 - (3) 【申請者】 助成金請求
 - (4) 【当法人】 助成金交付

【要綱・様式】

1. 要綱
 - (1) 観光情報発信事業助成金交付要綱
2. 様式
 - (1) 観光情報発信事業助成金交付申請書
 - (2) 観光情報発信事業助成金変更申請書
 - (3) 観光情報発信事業助成金実績報告書
 - (4) 観光情報事業発信助成金請求書

【本件についてのお問い合わせ先】

〒728-0021 三次市三次町 1691 番地 4
一般社団法人みよし観光まちづくり機構
Tel 0824-62-6120 Fax 0824-53-1870
メール info@miyoshi-dmo.jp